

人事院会議議事録

会議日

令和4年10月13日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官
(幹事) 松尾事務総長、池本総括審議官
(説明員) (職員福祉局)
役田職員福祉課長、
知念健康安全対策推進室長

議題

人事院規則10-4により人事院が定めることとされている健康診断項目の一部改正について

議事の概要

- 議題「人事院規則10-4により人事院が定めることとされている健康診断項目の一部改正について」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

「人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について
（昭和62年12月25日職福—691）」の一部改正について

令和4年10月
職員福祉課

1 概要

職員の健康診断については、人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）第19条及び第20条により各省各庁の長が採用時等又は定期の健康診断を行うこととされており、また、人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について（通知）（以下「運用通知」という。）別表第4において、その検査の項目が定められている。

検査の項目のうち、「胸部エックス線検査」及び「胃の検査」について、事務総局に置かれている健康専門委員会において、近年の疾病構造の変化や医療技術の進歩を踏まえ、検査のあり方について検討すべきではないかとの累次のご提言があったため、以下のとおり見直しを行うこととしたい。なお、本年3月の健康専門委員会において、本改正案について委員にお諮りし、ご了承をいただいている。

2 改正内容

(1) 胸部エックス線検査（運用通知別表第4第4項）の改正

胸部エックス線検査については、現行、肺がんの検査を40歳以上の職員、結核の検査を全職員を対象として、間接撮影を行うこととなっている。しかし、技術の進展により間接撮影以外の方法（直接撮影、デジタル方式）が主流になっていること、肺がんの検査についても結核の検査についても検査方法は同一であり分ける必要がないこと、結核罹患率が減少していること等を踏まえ、以下のとおり改正を行う。

改正内容

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 検査方式は規定しない② 肺がんの検査と結核の検査を分けない③ 40歳未満の職員（一部の者を除く）について医師が必要でないと認める場合は、検査を省略することができる（ただし、採用時等の健康診断については、省略可としない） |
|---|

【参考】公務（現行）と民間の比較は以下のとおり。

	公務（運用通知別表第4）【現行】	民間（労働安全衛生規則）
検査項目	胸部エックス線検査（肺がんの検査、結核の検査） （結核患者、結核発病のおそれがあると診断されている者及び医師がエックス線直接撮影を必要と認める者についてはエックス線間接撮影を省略することができる）	胸部エックス線検査
対象年齢	肺がんの検査→40歳以上の職員 結核の検査 →全職員	全員 （次の①及び②を満たす場合で医師が必要でないときと認めるときは省略することができる） ① 40歳未満の者 ② ア～ウ以外の者 ア 20歳、25歳、30歳及び35歳の者 イ 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている者 ウ じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者
受診間隔	年1回	年1回

(2) 胃の検査（運用通知別表第4第8項）の改正

胃の検査については、現行、40歳以上の職員を対象に年1回実施することとしている。具体的な検査方法については明確に定めていないが、各府省で実施している健康診断は基本的に集団で実施していることから、エックス線検査で実施していることが多い。

民間においては、胃の検査について、実施が義務づけられている定期健康診断の項目には含まれていないが、事業者独自の判断によって実施する場合の参考として示されている「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（厚生労働省）において、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査を50歳以上の者を対象に、原則として2年に1回実施するよう示されている。

胃の検査については、胃潰瘍や胃がんの早期発見を目的とした検査であるが、特に胃内視鏡検査による胃がん検診については、次のようなメリットがある。

- ・ がんが初期の段階でも見つけやすい。
- ・ がんの疑いがあれば、その場で組織を採取し（生検）、病理検査につなげることができる。
- ・ 近年、機器や技術の進歩により胃内視鏡検査を受ける側の負担も軽くなっている。

- ・ エックス線による放射線被曝を回避することができる。

これらを踏まえ、胃内視鏡検査について、公務における検査方法として規定し、各府省の実施を促進したい。検査内容については、科学的知見に基づき、死亡減少効果及び過剰受診防止等の点から、公務においても以下のとおりとしたい。

改正内容

- | |
|---------------------------------|
| ① 胃内視鏡検査又は胃部エックス線検査を検査項目とする |
| ② 対象は50歳以上とし、2年につき少なくとも1回の実施とする |

【参考】公務（現行）と民間の比較は以下のとおり。

	公務（胃の検査） （運用通知別表第4）【現行】	民間（胃がん検診） （職域におけるがん検診に関するマニュアル）
検査項目	胃の検査	胃部エックス線検査又は 胃内視鏡検査 （併せて提供する場合は受診者がいずれかを選択）
対象年齢	40歳以上の職員 （妊娠中の女子職員を除く）	50歳以上の者 胃部エックス線検査は、当分の間、40歳以上の者を対象としても可
受診間隔	年1回	原則として2年に1回 胃部エックス線検査の場合、年1回実施可

(3) 自動車等の運転を行う業務に係る特別の健康診断の検査の項目（運用通知別表第5）の改正

自動車等の運転を行う業務を行う職員については、特別の健康診断で胃腸の検査を実施することとしているが、一般定期健康診断でも検査を実施していること等から、この胃腸の検査を検査項目から削除する改正を行う。

2 各府省からの意見と対応

昨年度、各府省へ改正案について提示し、調査を行ったところ、挙げられた問題点とその対応については、以下のとおりである。各府省からの質問事項等を踏まえ、本年7月に各府省説明会を開催したが、改正案について特段の異論はなかった。なお、職員団体に対しても情報提供を行ったが、特に意見等はなかった。

(1) 肺の検査

【問題点】

- ・ 医師が必要でないと認めるときの省略について、具体的な基準が必要である
- ・ 検診当日の問診結果により省略可となるかどうかが決定的なことになることとなると、受診人数の事前把握ができず、予算要求に影響がある

【対応】

医師が必要でないと認めるときの省略については、医師が問診等を行い、結核等呼吸器疾患のリスクが低い者は検査を省略しても良いというものであり、省略の際は、自覚症状や海外渡航歴、職場環境等により医師が総合的に判断する。健康専門委員やいくつかの医療機関に確認したところ、医師による省略の判断の実施は負担が大きく、民間では省略の対応をしているところはほとんどないとのことであった。そのため、胸部エックス線検査の省略は必須ではなく、健診機関側が十分な体制を確保できない場合等は、検査の省略の対応をしなくてもやむを得ないとしている。

これについて各府省へご説明し、特段の異論等はなかった。

(2) 胃の検査

【問題点】

- ・ 内視鏡検査による受診（2年に1回）とエックス線検査（1年に1回）との選択制とすると、人数の把握ができず予算要求や入札の対応が困難である
- ・ 内視鏡検査の実施にあたっては、現在、庁舎内で行っている健康診断時における検診車での受診ができないことから、内視鏡検査を希望する場合については、別途、予約しなければならず業務が煩雑となる（内視鏡検査のみを予約できる医療機関があるかについても不明）
- ・ 地方官署において、内視鏡検査を受診できる医療機関が非常に少ないことから、内視鏡検査を受診させることが困難である

【対応】

予算の積算については、増加要因（内視鏡検査の単価がエックス線検査の単価より高額であること等）と減少要因（検査間隔の延長等）があり、必ずしも大幅に増加するわけではないと考えられるところである。受診者数については、各府省において、事前に対象職員の意向調査を行うなどの対応が考えられる。また、内視鏡検査は施設検診となることから、集団検診と施設検診の両方を実施している業者を選定する等の対応が考えられるが、内視鏡検査を受診できる医療機関がないなど、直ちに内視鏡検査を実施できない場合には、エックス線検査を実施することは妨げないとしている。

これについて各府省へご説明し、特段の異論等はなかった。

3. 今後の予定

令和4年10月17日公布

令和5年 4月 1日施行

以 上